# 具体的な対応について①

(妊産婦・子育て世帯につながる機会の拡大、市町村等のソーシャルワーク機能、子育て世帯の家庭・養育環境への支援)

# 1. 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大

- 生まれる前からつながり安心・安全な出産となるよう、妊娠時に早期に支援につ ながる環境を整える。(2ページ)
- 乳幼児健診について、その内容や個々人の成長特性に応じた健診の頻度等に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。 (2ページ)
- 転居した子育て世帯も含めて全ての子育て世帯に確実に支援を提示しつながることができるよう、アウトリーチ等によるつながる機会の確保について検討する。(3 ページ)
- 全ての子育て世帯が気軽に相談ができるよう、保育所や地域子育て支援拠点など 地域の子育て資源の活用を検討する。(3ページ)

# つながる機会の拡大について

○ 生まれる前からつながり安心・安全な出産・育児ができるよう、妊娠時に早期に支援につながる環境を整えていくことが重要であり、つながる機会の拡大については、量的・質的の両側面から検討すべき。

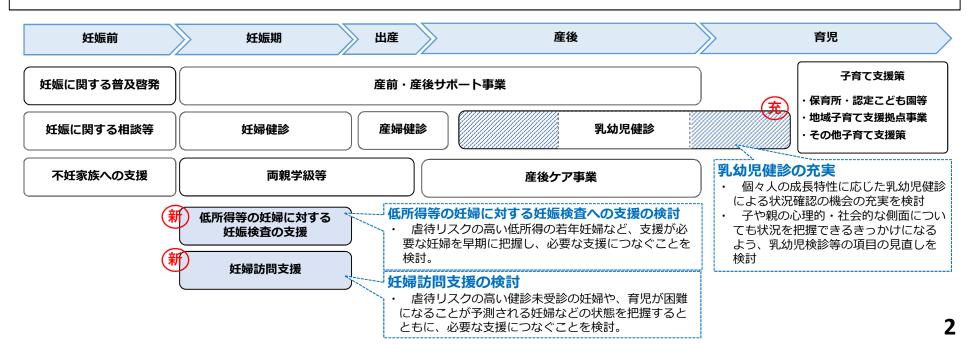


#### <つながる機会の量的な見直し>

○ 健診未受診の妊婦や、育児が困難になることが予測される妊婦等を対象とした家庭訪問や個々人の成長特性に応じた乳幼児健診による状況確認の機会の充実を行ってはどうか。(参考:産前産後ケアの推進(12ページ))。

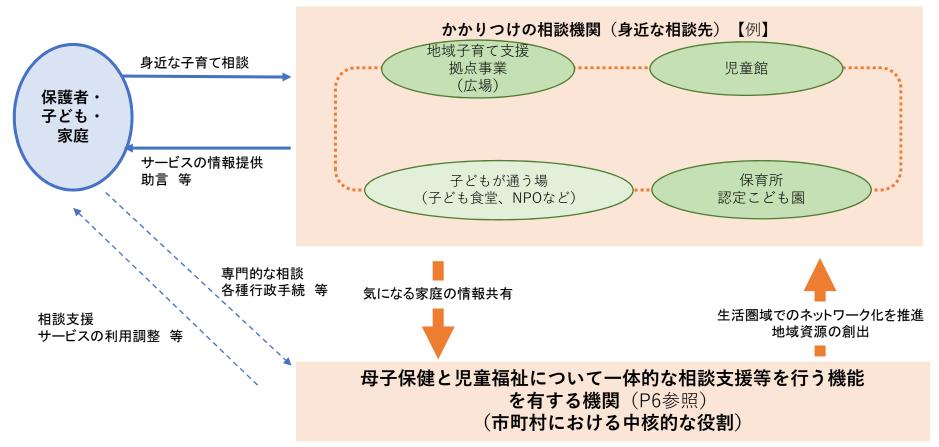
## <つながる機会の質的な見直し>

- 乳幼児健診等の項目を見直すことで、現在行われている身体的な発育の確認に加えて、子や親の心理的・社会的 な側面についても状況を把握できるきっかけとすることができるのではないか。
  - ※ 乳幼児健診等における子や親の心理的・社会的な側面の把握方法等については、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、検討を行っているところ。



# 全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境について

- 未就園の割合が高い0~2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境が必要。
- このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、児童館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる 子育て支援の資源が、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たせるようにしてはどう か。(かかりつけの相談機関)
- 今般、市町村の相談支援体制については、児童福祉・母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の 一体的運用を図り、中核的な相談機関として整理しようとしているところ(P6参照)、かかりつけの相談機関はそれと情報共有・連携することにより、地域に重層的な相談体制を構築するものと整理してはどうか。

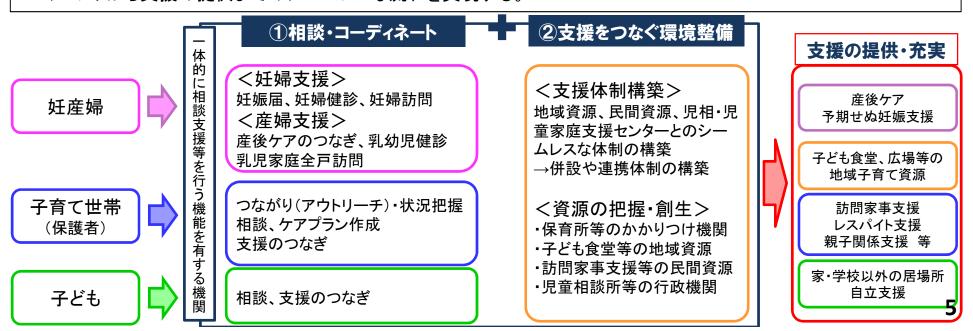


# 2. 市区町村等のソーシャルワーク機能

- 市区町村の相談機関について、資質の向上を図りつつ、母子保健と児童福祉の一体的な対応を可能とする。(5、6ページ)
- 相談機関は、支援の必要性の濃淡に応じて支援を体系立ててつなげるプラン作成 等を通して、ソーシャルワーク機能を発揮するものとする。(5、6ページ)
- 加えて、民間や地域による地域の子育て支援の資源を発掘・創出し、有機的に機能するようプラットフォームの構築などに努める。(6ページ)
- 相談機関は、保育所や地域子育て支援拠点などの地域の子育て資源や児童家庭支援センター、NPOなど民間資源と積極的に協働し、ソーシャルワーク機能を強固なものとする。また、民間資源による敷居の低い相談機関の設置を推進する。(6ページ)
- これらを実現するため、市区町村における人材の確保や体制の在り方を検討する。 (7ページ)

# 市区町村等のソーシャルワーク機能について(1)

- 市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一体的相談を行う機能を有する機関を設置することとしてはどうか。
- この相談機関では、以下を行うこととしてはどうか。
- ① 妊娠届出書の受付から妊婦健診、産後ケアへのつなぎ、乳幼児健診などを担う
- ② 子育て世帯とのつながり・状況把握・相談、ケアプラン作成とともに、支援※のつなぎを担う ※ この場合の支援は、保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などの子育て支援、レスパイト支援や訪問支援など
- ③ 子どもからの相談を受けるとともに、支援※のつなぎを担う
  - ※ この場合の支援は、家や学校以外の居場所の提供、子育て短期支援事業の利用等
- このうち、ケアプランの作成については、各種サービスの利用に当たって必須とするのではなく、特に支援の必要度 の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのものと位置づけることとしてはどうか。
- また、この相談機関は、確実に支援を結びつけるため、以下に取り組むこととしてはどうか。
  - ・ (必要に応じて)資源の把握・創生の役割も担い、加えて、
  - ・ 地域資源、民間資源、児童相談所や児童家庭支援センターと、併設での運営や連携体制の構築により、相談・マネジメントから支援の提供までのシームレスな流れを実現する。



# 市区町村等のソーシャルワーク機能について②

一体的に相談支援を行う機能を有する機関は、妊産婦、子育て世帯、子どもを適切な支援メニューにつなげるハブ機能を果たすこととして はどうか。

妊産婦

子育て世帯 <sup>(保護者)</sup>

子ども

かかりつけの 相談機関

妊産婦、子育て世帯、子どもの アクセス向上のために各圏域に設置。

- 児童や保護者に対し、助言、 サービスの情報提供、相談支援
- 一体的相談を行う機能を 有する機関へのつなぎ等、連携

# -体的に相談支援等を行う機能を有する機関

(市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編)

- つながり(訪問・アウトリーチ)、課題把握、相談支援
- 〇 ケアプランの作成
  - 〇 妊婦支援(妊娠届出書受付、妊婦健診、妊婦訪問)
  - 産婦支援(産後ケアのつなぎ、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問)

※地域の実情に応じ、業務の一部をかかりつけの相談機関等に委託可とする。

協働

児童相談所

民間資源・地域資源 と一体となった 支援体制の構築

様々な資源による 支援メニューにつなぐ

等

NPO等の 地域資源による支援

> 子ども食堂 <身近な相談>

子育てひろば <情報交換>

予期せぬ 妊娠支援 社会的養護を 経験した子ども への支援

家や学校以外の 子どもの居場所 産後ケア

訪問家事

支援

保育所 <身近な相談・ 保育・一時預かり>

ショートステイ <レスパイト> 放課後児童 クラブ

児童館

児童家庭支援センターや

社会福祉法人等の

民間資源による支援

医療機関

親子関係支援

障害児支援

\_

等

# 市区町村の相談機関の人員体制について

- 現在、市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターは、それぞれの設置運営要綱等において 下表のとおりの人員配置を求めている。
- 母子保健と児童福祉の両分野の相談支援等を一体的に行う機関の体制に関しては、
  - ケアプランの作成や地域資源の把握等を行うための人員を配置すること
- ・ 限られた人材で効率的に業務を処理していくための方策(兼務の推進等) が必要ではないか。

## (参考)

子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センター
・子ども家庭支援員(ソーシャルワーカー)・・・・1~5名	·保健師·助産師·看護師······1名以上
	※ソーシャルワーカーのみを配置する場合は、近隣の市区町村保健センター
・心理担当職員・・・・・・・・・1~2名	等の保健師、助産師又は看護師との連携体制の確保が必要
※児童人口規模2.7万人以上1名(児童人口規模7.2万人以上は2名)必置	
	※保健師等が業務を兼ねる場合は配置不要 
·虐待対応専門員······1~10数名	・困難事例に対応する専門職・・・・・・・1名以上
※虐待対応件数等に応じて加配	
・安全対応職員・事務処理対応職員(任意)・・・・・3名まで	

※今年度から、人口5万人未満の市町村については、子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を 兼務する常勤職員がいる場合には、常勤職員を含む常時2名体制ではなく、勤務形態問わず、常時1名体制となることを認める内容の見直しを実施。

# 3. 子育て世帯の家庭・養育環境への支援

- 地域子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業や一時預かり事業などについて、保護者 や子どもが利用したい時や市区町村が必要とした際に利用できるようにする。(11ページ)
- また、妊産婦に支援が行き渡るよう、産前産後ケアを推進する。また、死産や流産、人工中 絶を経た女性に対する心理的ケアについても体制の在り方を検討する。(12ページ)
- 育児負担の解消や家庭の生活環境を整える訪問支援、より良い親子関係の形成の支援、不登校の子ども等を含め学校や家庭に居場所のない就学期の子どもの居場所の確保、メンタルヘルスに課題のある子どもの早期発見とその対応について、新たな支援の検討を行う。(13~17ページ)
- どこに暮らしていても、支援を必要とする子どもやその保護者、家庭に支援が行き届くよう、
  - ・ 市区町村の制度的な権限(支援を目的とした措置等)とその適切な利用のための資質の確保
  - サービス提供量や内容に応じた予算配分など予算の仕組み
  - ・ 個々が利用する際の費用負担(送迎含む)
  - 供給体制を計画的に進める観点から、市町村子ども・子育て支援計画の対象
  - ・ 個々の市区町村で整備が困難な場合などに、児童家庭支援センターとの協働による整備について検討を行う。(18、19ページ)
- 地域の特性に応じて、資源の創出が進むよう、民間が自由に動くことができる仕組みにする 必要がある。(20ページ)

# 子育て世帯の家庭・養育環境への具体的な支援

- これまで、子を持つ親が仕事と家庭を両立していくための保育サービスの整備は 進められてきたが、
  - ・ 一時預かりの受け皿や家事支援のサービスが不足しており、<u>子育てする親の負担</u> <u>を軽減できていない</u>
  - ・ 良い親子関係を築く方法を学ぶための機会が不足している
  - ・ 子ども自身の悩みや孤立感を受け止める場所も不十分 といった状況にあり、子育てする親や子どもの暮らし全体を支える環境はできていない。
- 全ての子を持つ親と子どもがより良く生活を送ることを支えるため、<u>特に優先度が高い上記の状況を解消するための具体的な支援を設ける</u>とともに、支援を受けることへの抵抗感に配慮しつつ<u>できるだけ多くの家庭へと支援を届けていく</u>必要がある。

## 短期支援の供給について

#### <子育て短期支援事業>

- 子育て短期支援事業は、ヒアリング等を踏まえ、以下の2つの切り口で検討していく必要があるのではないか。
  - ① 利用のない場合の事業者のリスク軽減を図り、必要とする人達に安定して支援を提供できる環境の整備
  - ② 子育て短期支援事業の活用場面の多様化
- 安定して子育て短期支援事業を提供できる環境を整備する観点から、専用の居室整備と専用の人員配置を行い、 いつでも利用可能な受入体制を整備した際の費用を補助する仕組みを検討してはどうか。
- 子育て短期支援事業について、現在は、児童福祉法上「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう」とあるが、以下の3類型を用意してはどうか。その際、子育て短期支援事業の利用自体がスティグマとならないよう、誰もが利用可能であることを利用要件として明示してはどうか。

I型: (保護者の意思により)育児疲れ等、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を入所させる事業

Ⅱ型: 保護者と児童を共に入所させ家庭における養育を可能とさせる事業

Ⅲ型: 自らの意思で入所を希望した児童を入所させる事業

○ また、こうした類型を設けるに当たり、1回の利用につき原則7日間とされている状況について、個々のニーズと類型によって、利用日数を決めることができるようにしてはどうか。

# 短期支援の供給について

## 短期支援の類型について

#### 現行

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、(中略)施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業



- ①保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、(中略)施設に入所等させ、その者につき必要な保護を行う事業
- ②保護者と児童を共に入所等させ家庭における養育を可能とさせる事業
- ③自らの意思で入所等を希望した児童を入所等させる事業

## 短期支援の運用について

#### ≪現行≫

#### 課題

●制度を知らない場合、支援を拒否する場合に支援に繋がることが出来ない。

市町村

②受入調整



#### 1利用申請

## ③短期入所利用

#### 課題

- 1回の利用につき原則7日間とされており、ニーズに応じた柔軟な支援提供が出来ない。
- ●親子分離を必ず伴うため、親の支援が行き届かない。

## 課題

- ●市町村とのつながりのある宿泊機能を持った子育て資源は限られており、児童養護施設、母子生活支援施設等のない地域では受け皿が不足。
- ●利用のない場合に、その分の補助金収入がなく、運営が不安定。

児童養護施設、母子 生活支援施設等等

## ≪制度改正後≫

#### 対応案

●利用申込みによる利用に加え、確実に支援に繋げるため、市町村からの利用勧奨(必要に応じ措置)の仕組みを創設

市町村

②受入調整



## ①利用申請

利用勧奨

## ③短期入所利用

#### 対応案

- ●アセスメントのうえ、個々のニーズに応じて利用日数を決定。
- ●親子の利用等、ニーズに応じた 多様な利用類型を創設。

#### 対応案

- ●専用の居室整備の ための整備費を創設。
- ⇒児童家庭支援セン ターや保育所、児童 発達支援センター等 もショートステイの整 備が可能
- ●専用の人員配置の ための支援を創設。
- ⇒利用がない場合でも 安定して人員配置が 可能となり、突発的な ニーズにも対応可能

!童養護施設、母子 <mark>児家セン・保育所・</mark> 生活支援施設等 <mark>児童発達支援センター等</mark>

# 産前産後ケアの推進について

## <支援が必要な妊婦の把握>

- 経済的理由から産科医療機関の受診を受けることができず、妊娠の確認が遅れ、必要な支援につながらないケースが存在。
- 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦などを早期に発見し、適切な支援につなぐことが必要。

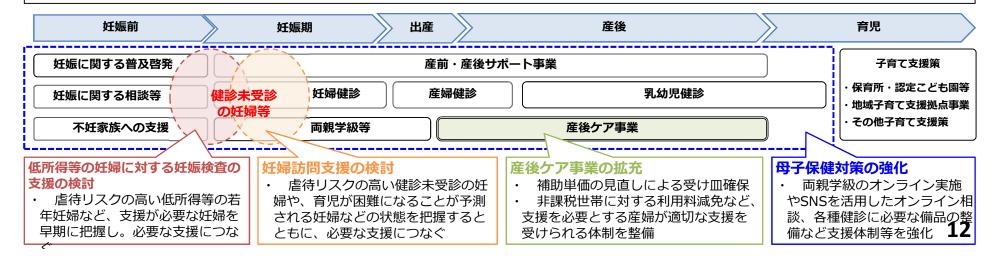
## <産後ケア事業の充実>

- 産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、産後ケア事業の全国展開を図ることが必要。
- 産後ケア事業については、①委託先に十分な運営費が支出されていない、②支援が必要な産婦であっても経済的 理由で利用ができない等の課題がある。



- これらの課題を解決するため、
  - 低所得等の妊婦に対する妊娠検査の支援
  - 健診未受診の妊婦や、育児が困難になることが予測される妊婦等を対象とした家庭訪問による状況確認
  - ・ 産後ケア事業の補助単価の見直し(1自治体当たり単価を1か所あたり単価へ見直す等)
  - 低所得の妊婦に対する産後ケア事業の利用料減免
  - オンラインなどを活用したきめ細かな支援の拡充

などが考えられるのではないか。



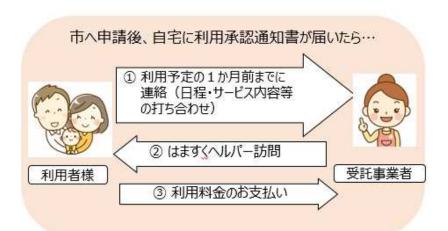
## 訪問支援、親子関係の形成支援、子どもの居場所、課題のある子どもへの対応について

## <訪問支援>

- 子育て世帯の育児と家庭の両立の負担の軽減を図ることに対する支援ニーズが存在するが、現行でも行われている養育支援訪問事業については、
  - 実態としては、主に要支援世帯・要保護世帯に対して重点的に支援が行われており、
  - その支援の内容としても、相談支援の比重が高い。
- このため、既にいくつかの市区町村において展開されている訪問による生活支援の事例を踏まえつつ、
  - 要支援世帯・要保護世帯に限らず、対象とする世帯を広いものとした、
  - ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握、相談支援等を行う事業を新たに設けてはどうか。
- なお、新たに事業を設ける中で、養育支援訪問事業との制度の切り分けについて検討が必要。

## (参考)生活支援に関する取組み事例

#### 浜松市 はますくヘルパーの取組事例



豊後高田市 ママ家事サポート事業 (NPO法人 アンジュ・ママン)の取組事例



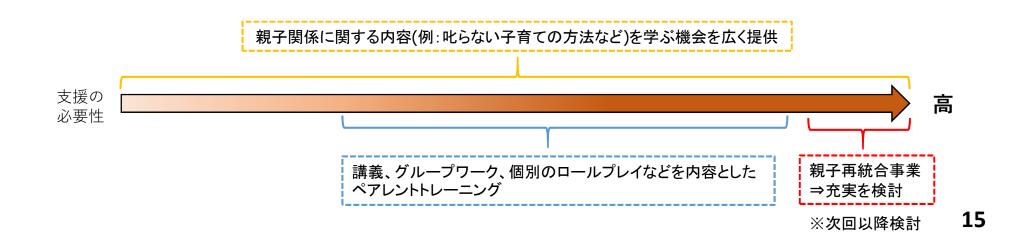
- ・妊娠中又は出産後1年未満の時期にあって、 <u>身近に相談できる者がなく、家事や育児を</u> <u>行うことが困難な者</u>に対し、育児支援ヘル パーが<u>家事</u>又は相談しやすい「話し相手」 等による<u>相談支援</u>を実施。
- (利用料金は一部自己負担)

・家事・育児の協力が必要な市内在住の妊産婦に対し、産前産後の一定期間において、家事や育児のサポートが必要なご家庭に気軽に「家事・育児支援サービス」をご利用いただく。 (利用料金あり)

# 訪問支援、親子関係の形成支援、子どもの居場所、課題のある子どもへの対応について

## <親子関係の形成支援>

- 親子関係の形成支援について、先進事例を確認すると、児童相談所が関与して提供される保護者支援プログラムなどの親子再統合事業よりも実施期間が短期間等であり、早期に親子関係への支援の提供を可能にしている事例がある。
- 親子関係については、以下の支援が提供される環境の整備が必要ではないか。
  - 子を持った可能な限り早いタイミングで具体的な子育てを学ぶ機会が確保されること
  - 親子関係に課題があり解決が困難な状況に陥る前に、可能な限り早期に支援につながる機会が確保されること
- 具体的には、親子関係の形成支援として、以下の2類型が考えられるのではないか。このうち、①については両親学級や育児学級(母子保健法第9条)に組み込み提供することとし、②については親子関係形成支援事業(仮称)として設けてはどうか。
- ① 特に乳幼児を持つ保護者を対象として、親子関係に関する内容(例: 叱らない子育ての方法など)を学ぶ機会を広く 提供する
- ② 講義、グループワーク、個別のロールプレイなどを内容としたペアレントトレーニングを提供する



# 訪問支援、親子関係の形成支援、子どもの居場所、課題のある子どもへの対応について

#### <家や学校以外の子どもの居場所>

- 学齢期の児童への支援としては、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス、児童厚生施設があり、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合の支援や、障害児の生活能力向上等の支援、健全な遊びを与える等の支援が提供されている。
- 一方で、学齢期の児童の支援について先進事例を確認すると、家や学校に居場所のない児童の居場所支援として、 安心安全な空間の提供、生活習慣形成、進路相談、食事の提供が行われるとともに、保護者への相談や寄り添い支援も提供されている。
- 学齢期の児童の支援としては放課後児童健全育成事業や児童厚生施設があり、障害児への支援としては放課後等デイサービスが用意されているが、家や学校に居場所のない児童を念頭に置いた居場所の確保、加えて、保護者への相談などが行うことができる場が必要ではないか。
- このため、具体的には、以下を行うものとして、児童育成支援拠点事業(仮称)を設けてはどうか。
  - ・ 家庭環境その他の理由により孤立した状態にある児童を対象に、保護者や家庭から離れ、日中において相談支援 や社会との交流の支援を提供する
  - ・ 児童の保護者、家庭に対して、相談や必要な福祉的支援へのつなぎ

## 事業要素

○「居場所づくり」、「関係機関へのつなぎ、協働」、「直接支援」の3つの柱で構成している。

#### ①居場所づくり

- ○安心して過ごせる、心地よい 居場所の提供
- ○生活習慣の形成支援

#### ②関係機関へのつなぎ、協働

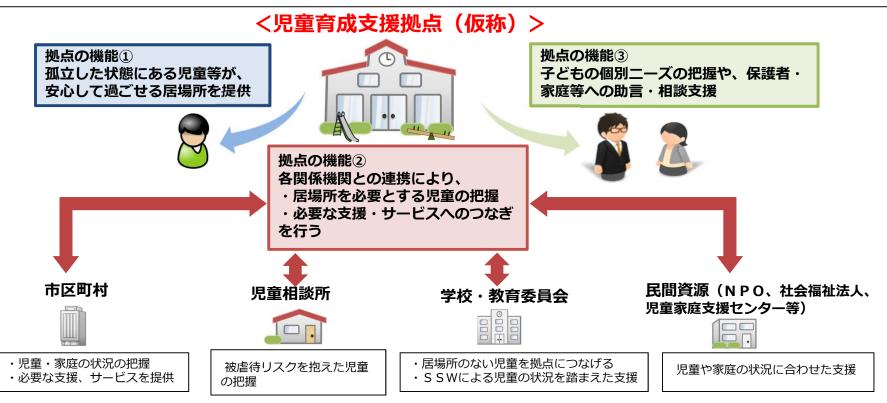
- ○必要とする支援を提供する関係 機関につなぎ、継続的に協働
- ○地域の関係機関との連絡調整、 連携・協働の体制づくり

#### ③直接支援

- ○居場所に来る子どもの個別のニーズ 等を把握
- ○保護者、家庭への助言・相談支援

# 家や学校以外の子どもの居場所

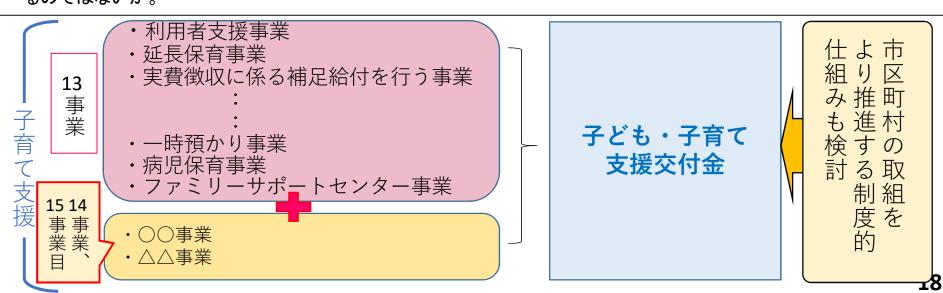
- 家に課題のある学齢期の子ども(不登校の子ども、ヤングケアラー、ネグレクトなどに近い状況の家庭など)は、相当数いると推計される(小中高で不登校の児童28万人(確定値))。
- 〇 こうした困難な状況の子どもたちが、自分の意思や学校の紹介、行政機関からの紹介などで、拠点(仮称)に来て安全で安心できる自分の居場所を確保する。その後、必要な場合により専門的な支援につなげていく必要がある。
- 居場所は、主な機能として
- ・家庭環境その他の理由により孤立した状態にある児童を念頭に、保護者や家庭から離れて過ごせる場所の提供を行うとともに、ニーズ把握や助言・相談支援を行う(①、③)。
- ・市区町村、児相、学校、地域の民間資源と連携することにより、居場所を利用する児童やその保護者、家庭の抱える困難やニーズに応じた支援を適切に提供することにつなげる(②)。



# 家庭環境や養育環境を支える支援の位置づけについて

## <家庭環境や養育環境を支える支援の位置づけ>

- 家庭環境や養育環境を支えるため、訪問生活支援、一時預かり、子育て短期支援といった在宅支援と、親子関係の 支援、家や学校に居場所のない児童の居場所支援が必要ではないか。
- これらの家庭環境や養育環境を支えるための支援は、平成28年の制度改正において導入された「子育て支援」の1 つの要素である「家庭支援」の役割を果たすものと考えられ、「子ども・子育て支援事業」の中に位置付けるものとして はどうか。
- このため、家庭環境や養育環境を支える支援は地域子育て支援事業の中に位置付け、子ども子育て支援交付金の対象とし、市区町村の地域子ども子育て支援計画によって、市区町村におけるニーズを踏まえて整備量などを決めていくなど計画的な整備を進めてはどうか。
- なお、家庭環境や養育環境を支える支援について、幅広い世帯が利用するものであるため、基本的には、世帯の状況等に応じて利用者本人から費用負担を求めることが妥当。他方で、リスクや経済的な問題を抱えた家庭等が利用者負担により利用を躊躇することがなく、適切に利用することができるようにする必要があるのではないか。また、こうした利用者における費用負担を市町村が補助することに対する国からの財政的な支援等について検討することが必要ではないか。
- また、子育て支援の充実を一層図っている等の市区町村の取組みをより推進する制度的仕組みも考える必要があるのではないか。



## 市区町村の制度的権限について

#### <市区町村の制度的権限>

- 家庭環境や養育環境を支える支援は、基本的には全ての子育て世帯を対象とする支援であるが、支援の必要性を確認することが出来ない子育て世帯に対して可能な限り行き届くようにしていく制度設計も求められる。
- このため、具体的には、保育の利用と同様に、市区町村は、家庭環境や養育環境を支える支援を求める子育て世帯 や児童に対し必要な支援を確保することとしつつ、以下の権限を有することとしてはどうか。
- ① 優先的に支援を必要とすると認められる世帯や児童について、支援の申し込みを勧奨し、家庭環境や養育環境を 支える支援を受けることができるよう支援すること
- ② (①の勧奨・支援を行っても)支援を受けることが著しく困難であると認める場合、家庭環境や養育環境を支える 支援を行う措置を採ることができること

#### ①保護者から申し込みのあるケース

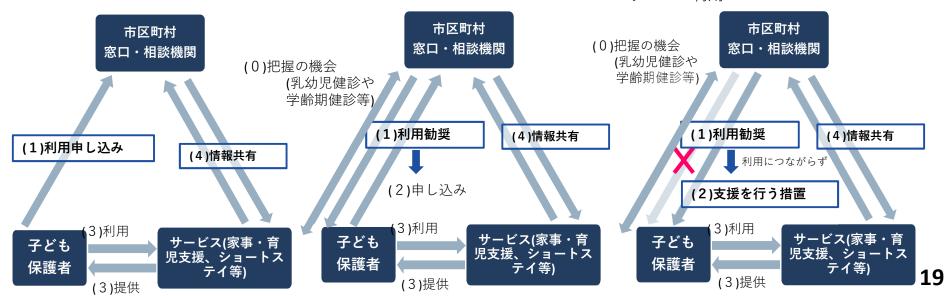
- ・保護者から支援の申し込みを受付
- サービス利用

#### ①利用勧奨のみ行うケース

- ・保護者に支援の申し込みを勧奨
- ・勧奨を受け、保護者が支援申し込み
- ・サービス利用

#### ②利用勧奨後、支援を行う措置を採るケース

- ・保護者に支援の申し込みを勧奨するも、 保護者が支援申し込みを行わない
- ・保護者にサービス利用をさせる措置を採る
- ・サービス利用



# 市区町村と児童家庭支援センターについて

## <市区町村と児童家庭支援センター>

- 市区町村は、家庭支援の役割を果たす観点から、家庭環境や養育環境を支える支援等を行うことが期待されているが、各市区町村の状況や各家庭が抱える支援ニーズの内容等によっては、市区町村のみでは対応が困難となることも想定される。
- このため、相談支援等を通じて地域の児童や家庭の福祉の向上させることを目的とする児童家庭支援センターが、家庭環境や養育環境を支える支援の整備が行き届かない市区町村を支援する機能を有することとしてはどうか。
- 具体的には、家庭支援に係る市区町村の事務について、以下の通り、児童家庭支援センターに委託できることとしてはどうか。
  - 市区町村から児家センへ事務の委託が可能である旨を法令等に明記する。
  - 事務委託については、市区町村と都道府県とが連携することとする。
- 加えて、当該事務委託により生じる費用については、市区町村が児童家庭支援センターに委託する際の委託費を主 として充てることとしてはどうか。

# 都道府県等 (※) ・情報共有 ・必要に応じて連携 市町村事業を見家センに 委託できる旨、法令上に明記 市町村事業(※)の委託にかかる費用

#### 児童家庭支援センター

#### (改正イメージ)

「児童家庭支援センターの設置運営等について」 (児童家庭局長通知)

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業 を実施する。

(略)

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 市町村の求めに応ずる事業<u>(うち</u>
- (●)に掲げる事業を除く)
- <u>(●)</u> 市町村の求めに応じて家庭環境や養育 環境にかかる支援を行う事業

(略)

「児童福祉法施行規則」(昭和二十三年三月三十一日厚生省令第十一号)

<u>第●条 法第●条に規定する厚生労働省令で</u> <u>定める施設は、●●、●●、児童家庭支援セ</u> <u>ンターとする。</u>